

第5回 森林づくりに関する税検討委員会

平成24年7月31日(火)

JA 健保会館3階大研修室

(梶田部長)

- 開会の挨拶 -

(事務局)

委員会成立宣言等 諸説明

【委員長】

ありがとうございました。以上、主にパブリックコメントとその他について説明していただきましたが、これまでのところでご意見、ご質問がありましたらお願いします。

私もパブリックコメント拝見させていただいて、熱心なコメントが多かったという印象でしたが。

【清水委員】

資料2の骨子案に内容に対する指摘と対応のところの、何回か同じ意見が出てきているんですが、46番目、それ以前にもあったように思うのですが、これは今まで検討委員会には出てきていない意見だと思うのですが、搬出される木材が現在市場にあふれ、価格が下がり、ついには売れなくなっています。という記述があって確かに昨年度、搬出を伴わない間伐については補助金が出ないという、補助金の出し方に変更があったので、随分搬出されるようになったということなのですが、それと同時に需要と見合わなくなっているという、そこら辺は私にとっては新しい知識だったのですが、ちょっと教えていただけるとありがたいなというふうに思います。

【委員長】

はい。現状はいかがでしょうか？

(事務局)

今年度から、林野庁の補助事業の体系が少し変わったという話をさせていただきました。1haあたり10立方メートル以上の木材を出さないと、間伐としての補助金が出ないというふうになりました。ただ今、市場にあふれという程にはまだ、そんなにも出ていないのが事実でございます。噂的なものが走っているのと、あともう一つは急激な円高、ユーロ安で、ヨーロッパの材が入りやすくなっているという環境もございます。ただ、そんな中で、需要を増やしていくということでは、公共建築物の木材利用促進法というのも出てきていますし、それから、この7月1日から始まりました、再生可能エネルギーの全量

買取制度等の中で、木質バイオマスの発電についても、かなり高い買い取り価格が提示されてきていますので、この辺は色んなものが整備される中で解消されるものだと考えています。まだ実際は間伐の時期でもないので、そんなに今は出てきていないし、我々も一生懸命、需要の方を開拓していくことで、解決したいと思います。

【委員長】

はい。よろしいでしょうか？他に何か意見ありましたら？どうぞ。

【青木委員】

林業団体からのお話をちょっとさせていただきます。量的にはまだまだ少ないと思います。ただ、そのやはり今の需要がなかなか伴っていないということで、非常に今の合板関係でも、非常に減産をしておりますと、今日の新聞見ておられますと、ちょっと合板が上がってきたという話もあるのですが、まだまだそういったところが現実として、なかなか物流が流れていかないという現状があります。なかなか経済状況も今のような状況でございますので、いたしかたないかなと思うのですが、今後、この夏以降どんどんと本格的に木材が増えるかと思えます。そういった中で非常に今の状況がずっと続くというのが、非常に懸念されている大きな材料であると思えます。国の方の施策も、がらっと変わってきて、搬出を義務づけた間伐方式というものになってきていますので、我々としましても、そういったことにつきましては資源の有効利用というところで、非常に待ち望んでいたところでございますが、なかなか一般的に需要というものが、なかなか伴ってこないというのが現状で、非常に我々、団体としまして、国の方へも、今の木材の価格の下落というものに対して、何とか施策を整えていただくような、陳情もしていただいております。現状としては、そういったところです。

【委員長】

はい。ありがとうございます。その他？

【亀井委員】

資料1の中で、ずっとご意見を見させていただいて、感じたのですが、ここの説明の中で、産業面、環境面、防災面で川上から、川下まで、いかにこの税を使って活性化していくかということで、その辺の事をきっちり説明していくべきではないかなと思います。県独自で徴収すればいいじゃないかと、市町の業務負担が増える、こういうご意見ありますが、県が独自というか、県の税として、県が100%活用するという事の中でのこういう市町の意見ということだと思えますが、やはり、2分の1ずつということであれば、当然ながら市町も汗をかかなければいけないわけでございますから、これはきっちり説明していったら、理解いただけると思っておりますし、減災しか期待できない、減災は結構じゃ

ないかと、こういうふうに思っています。それからこの3会場でやっていただいたという事ですが、新海委員がお世話になったということですが、先程から報告いただきましたが、新税導入の理解というのはまだ、県民に当然ながら発信していないわけです。それで、これちょっと今後の議会スケジュール等もいろいろお教えいただきたいと思っておりますし、議会の中でもそういった県民に理解を頂くような手続きをなさるのかちょっと分かりませんが、議会に提案するそこらの日程等についてもお聞かせ願いたいと思います。これは、議会で議論が始まったら、理解も深まっていくと思えますし、県民向けに対する理解の活動があればと思います。それと、効果の検証も、それから新海委員仰られましたが、県では初の目的税になるのかな？どうやる？

(事務局)

産廃税があります。

【亀井委員】

ですから、二つ目になるのかな。これが認められるのであれば。ですから、この効果の検証としては目的税としては、非常に必要なことだと思いますので、この税というのは1年毎に検証していけるわけではないのですが、3年周期くらいで検証していけるようなそんなシステムもきっちり作って行くべきではないかなと思えますし、それを議会に対して、県民に対して、ここをこうしていくというのもいるのではないかなと思えます。そして資料4の中で、反対意見として、予算の組み方で実現できる、これは議員が言ったんですか？そんなレベルじゃないから、我々が議論しているわけですから、ちょっとその辺は我々としてもアプローチしていかないといけないのかなと思えます。

【委員長】

何点ありましたが、事務局いかがですか？

(事務局)

スケジュールの話がありましたけど、まだ県としては導入するというのは、意志決定はしていない段階で、今回ご議論いただいて、最終報告いただいて、それで、検討すると、前々から知事もそんなに遅くならないうちに、早い内に方向性を示すというふうに言っておりますので、そういうふうな格好になっていくと思えます。きちんと県の方向性が決まったら、それは県民の皆様、議会にもご報告させていただくことになると思えます。そんな中で、もしやるとなったらしっかり説明をしていくということは大切な事だと考えています。ただ、税導入の疑問や課題あたりの話でございますが、これもきちんと導入という方向になれば、当然市町の税務の方にもしっかり話をさせていただかないといけないと思えますし、委員がおっしゃるように県だけのために徴収する、今回骨子案でも少ないと言

われながらも、市町への交付金制度の創設というのも謳っていただいておりますので、その辺も含めて、徴収となればはっきりとその配分とか、その辺も含めて説明をさせていただくということになると思います。議会として意見、こういう考えの方もみえるということでご理解をいただきたいんです。やはりみんながみんな諸手を挙げてではなくて、やはりいろいろな意見もございまして、ということでご理解いただきたいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

【新海委員】

今お話頂いたのですが、私県民ミニ集会をやってみて、いかにそのプロセスを伝えていくという事が重要かと思っているのですね。私は割と市民に近いところにいますので、なぜ、新海さんが知っていることを我々は知らないのだということを素直に聞かれるのですね。決定をしていないのですが、こうやって皆さんと議論する中で作っていかうとしていくとか、パブリックコメントの意見を反映しようとしているというのを我々は思っ議論をしているので、何が論点で、今、これは解決できないけれど、これは課題がありながらも進もうとしているということはやはり伝えていく必要があると思うのですね。この森づくりニュースも確かに決まった事は書いてある。でもそこに行き着くまでにどんな議論をして、そこは悩みながらもこういうふうに出したのだよというのはやはり伝わらない。というのは、私、集会の後、そうやって検討委員でクローズで決めていくのでしょ、というメールをいくつもいただいているんですが、そうではない。やはりこの中でも、苦しみながら議論をしていると言うことを伝えていきたい。それで、責任を持って出していきたいと言うことは伝えているんですが、それが見えなくなってしまうのですよね。県も市町村も事業者も市民も汗をかきながら、涙を流しながら、苦勞をして作り上げて、三重県の森林をなんとかしたいというのをもうちょっと表現を県民と分かち合うようなことができたらいいかなと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

(事務局)

我々もこの森づくりニュースの内容をまたご相談させていただいて、今までペーパーベースできちんこういうのも出してということで、そこだけに頭が行ってಿದೆですね、決まった事を報告になっていましたが、その過程も含めてご相談させていただきたいと思います。

【委員長】

ちょっと私からすみません。津会場で、資料の3のミニ県民集会の津会場の参加者の中の方で、P L T指導者や森の先生登録者の方ってどのような方なんでしょうか？

(事務局)

P L Tは県が助成するような形で環境教育の指導者育成、プロジェクトラーニングツリーというプログラムに基づいた森林環境教育の指導者ですね、そういった方々だとか、県として森林環境教育、そういった一定の養成をして頂いた方を県で登録して、小学校等の森林環境教育に役立てていただくと言うことで、森の先生登録者という形で、登録制度を持っていますので、そういった方たちに声をかけて、参加していただいたということです。

【委員長】

ありがとうございました。

【早川委員】

四日市会場の3ですが、まずは森林所有者が自分の力で、森林整備をするべきではないかという意見がやっと1つできますけど、私も前思ったのですが、税率がたくさん山を持って見える方と、都市部で全然山持ちでない方と、同じ税率ということは全員が納得できるかという事なのですが、それはどうかな、と思います。

【委員長】

いかがでしょうか？

(事務局)

いろんな考え方あると思うのですが、今回ご議論いただく森づくりの税というのが、森林所有者に利益をもたらすというのではなくて、森林から恩恵を受けている我々が、当然災害に強いといいますが、減災ですね、しっかり森林を管理して、森林に被害が及ばないようにしていこうという様なところで議論をしていただいているもので、この最初に言いました様に、森林所有者の方が儲けるようなものではない。いろんな使い方の透明性とか、そういうような事も書いてございますが、目的が違うということで、ご理解いただければなと思います。

【委員長】

よろしいですか？

【早川委員】

それでこの前、森林所有者さんが、ものすごい山をたくさん持っていて、固定資産税も払っていて、大変と聞きましたけど、固定資産税というのは田畑と比べたら、半分くらいなんです。それなのに何でそんなことを言ってみえるのかなと思って、ちょっと私、腑に落ちませんので、田畑を持っている人も固定資産税たくさん払ってみえますし、確かに皆さん都市部の人でも随分恩恵を受けているのはわかっているのですが、土砂崩れとかそんなのをした場合には、森林の方じゃなくて、他のところで。

【委員長】

公共事業で。

【早川委員】

はい。されていると思うのですね。この条例をつくるのに色々苦労されてみえるのですが、他の先進県ではどういう条例を作ってみえて模範となるような県があるのかどうか、と思いますし、何県くらい森林税を取ってみえる県があるのか、そんなのも知りたいなど。

【委員長】

ちょっと、森林環境税の導入状況と、それと税の徴収方法は難しいかなと思うんですよね。森林所有者とそうでない人とを分けるのは。なので、税の徴収方法などで、特徴のある県がありましたら、ちょっとお願いしたいと思いますが。

(事務局)

今日の後で説明する予定の本日の報告書案(資料の5 - 2の26ページ)をご覧ください。26ページに全国に於ける森林づくりに関する税の導入状況というのを一覧表にさせていただいております。この順番は導入順なのですが、まず、高知県で始まって今33県、47都道府県中、33県で導入されています。特徴のあると言えば、ちょっと難しいんですが、個人の場合は、県民税均等割という我々が本日提案を頂いた、この方式が主で、特徴のあるのは神奈川県で、17番目に神奈川県があるのですが、神奈川県の場合、法人は取らずに、個人だけという県もございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか？福田さん。

【福田委員】

この森林づくりの税の報告書が出た後のことで質問なのですが、さきほど、青木委員が仰いましたけど、やはりこれに関わる問題というのは、国の施策が十分大きく関わってい

て、国の林業施策自体の転換というか、そういうようなことも必要かなと、そういうことこそ必要かなと思うのですが、その辺に対する働きかけというのは県レベルではこれから行うのかということですね。それとやっぱり外材が安く入り続けるということとか、外国資本の所有の問題とか、国レベルでの働きかけに対して、三重県から、どう考えているのかという意見を出していくという、そういう方向は今後あるのでしょうか？

【委員長】

事務局、いかがでしょうか？

(事務局)

まず、一つ目は国産材の需要拡大ですね。国の施策が変わる中で、間伐材が出てくると、これにどう対応するかということで、昨日くらいの新聞にも出ていたと思うのですが、木造住宅のエコポイント制度を国の方で検討していく、これはおそらくCO2対策がメインの部分になってくるのですが、そういうのを合わせて木材が使われていく様な方向を国の方で検討していただいておりますし、我々としましても、この春に国へ知事以下要望を挙げる中で、公共建築物の利用促進法ができましたから、民間レベルの所まで入った法律なので、民間の公共的な建物。ですので、それを後押しする様な支援策とか、また住宅に外材じゃなくて、国産材が使われるような施策を検討して頂きたいというようなことは我々もあげております。それから、外国資本の森林所有の問題でございますが、県としても前にもちょっとご説明をさせていただきましたが、以前2年連続で国の方に、なんとか法整備をきちんとしてほしいという事を挙げる中で、まだ実効性とかその辺で、4月1日からしか始まっておりませんが、一応、森林所有者、新しく森林を所有された方は届け出をするというような制度が始まりました。何がいいのかと言うと、誰が持っているかがわかったら、きちんと森林整備をしてくださいというような働きかけができます。今までは売買しても一定の面積以上しか把握ができなかったのですが、今は一定の面積は外れて、とにかく森林を新しく持った方はきちんと届け出をするということになりましたので、外国資本についても又、国の方でも、水の問題、地下水の問題として超党派でいろんな整備を考えているというふうに出ていますし、その辺、県としてもきちんと法整備がされるように要望をしていきたいなと考えています。

【委員長】

はい。よろしいでしょうか？それではその他、よろしいでしょうか？それでは、ここまで事項1の骨子案についてのご意見、パブリックコメント、それからそれ以外の報告会等のご報告について議論いただきました。

それでは続きまして、2番目の森林づくりに関する税検討委員会報告書、最終報告書案について議論していただきたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

事務局説明

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。それではここから、報告書に関しまして、何かご質問、コメント等ありましたら、お願いしたいと思います。

【山口委員】

広く県民の皆さんに理解を促していく役割がある委員会としては、まず、資料の作り方のことなのですが、事業全体のイメージが出来る様な図が必要なのではないかなと思います。確か、岐阜県か愛知県の環境税の報告書案の中にあったかと思うのですが、例えば県民から徴収された税金がどういう流れでどう使われて行くのかと言うのが全体像として示されるような図が1つあると、その順番に読んだ方の理解も促せるのかなと。さきほど新海さんが仰っていたように、今後プロセスというものをやっぱり伝えていく必要があるということもありましたが、それも文書で全部示されているのですが、例えば、一般財源ではできないのか、もしくは新たな財源を確保する必要があるのかというのを考えた時に、それぞれのメリット、デメリットは何があるのか、新たな財源を確保したときに、どういう選択肢があって、それぞれにどういうメリット、デメリットがあって、それを踏まえた上で、私たちはこういうふうな報告書を作ったのですよというように、どうしても、読んだ人がメリットばかり謳っているように、感じてしまいますから、ぱっと見たときにどういうメリットとデメリットがあってその中で、私たちは検討して、こっちの選択肢をしましたと、いうふうな全体像見えるものがまず最初にくる必要があるのではないかなと感じました。それで、今後もし、導入が決定されればという話になると思うのですが、5年間の事業規模の計画が出てきたと思うのですが、12ページ、13ページに施策の考え方の部分で、想定事業規模が5年間の目標と言うことで、出させていただいているのですが、林業に携わっている方は5年間という期間で結果を出すことが、どれほど難しい事かというのをよくご存じなのだと思うのですが、やはり知らない方というのは、どうしても5年間ほったらかしになるのですかということに疑問を持たれる方も多いと思いますので、例えばさきほど、亀井委員が仰っていたように3年でもいいので、途中までの目標でもいいので、目標値があると、5年間の最終的な目標の中で、今、現状が進んでいるのか、遅れているのかという検証がしやすいのではないかなと思いますから、1年ないし、3年の目標の動き方というか、数字でなくてもいいので、目標の行動は何なのかというのは明確に打ち出された方が、納得性が高いのかなというふうに思います。以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございました。山口委員のコメントを受けてどうでしょうか？

(事務局)

徴税から出て行く仕組みの事を言われているのでしょうか？もう少し具体的に。最初の全体のイメージと言われた。

【山口委員】

事業全体のイメージに関しては、このもの自身を図で示せないかということですよ。おそらく用途がどうなるかというのは用途で見えるのですが、県民から税が徴収されて、それが市町の交付金制度を設立するならそういう流れがありますよね。どういう流れがあるのかというスキームが見えた方がいいということですよ。それで最終的に、各事業に落とし込まれていくのですよという、簡単な物でいいので全体があると、ここの部分がこの資料なのだとか、ここの部分がこれなのだというふうに照らし合わせることができると思いますから、最初に私が申し出ていた部分はここの部分です。また別でプロセスという部分に関しては、これから納得性の高い説明をしていくときにやはり文章だけではどうしても理解が促されないところがありますから、プロセスに関して、県民に理解を促すためにはどういうふうな順番で検討されていったかということも示せるといいなというふうなところで2つお話をさせていただきました。

【委員長】

具体的にはこの委員会のプロセスというのは、参考資料のところの説明していただいたので、最初の全体像というところはやはり冒頭ですかね。具体的にどこで挿入したら、より効果的かなと思いますか？

【新海委員】

今更と思われるかも知れませんが、この報告書が誰に対して何をと言うことを思っておりまして、目次もこの1～9まであるのですが、1～3までは現状、4～はだからこういう必要性があるのだと、それですぐ施策がでてくると、そのためにみんなで支える必要があって財源があるのだ、税金があるのだというストーリーになってはいるんですが、今おっしゃったように税の仕組みというのが、一番伝えたいことだったら構成自体を変えないと、全体像も変わってしまうと思うのです。今、先生、松村委員長がおっしゃったように、一番適している所は財源確保の前に図を入れるというのが一番適していると思うんですが、本当にそれでいいのかどうかというのも検討しないといけないと思います。それを導入することでどう変わるのか、ということが非常に見えにくくなってしまっているので、全体構成も変わるかなというふうに思います。

(事務局)

確かに、税の流れというのは図で示した方がよく分かると思うので、それについて工夫をさせていただきますが、入れる位置については全体構成の話もありますので、委員長と相談させていただいて、入れる位置を検討させていただければと思います。あと、プロセスの部分も参考資料になるのか何になるのか分かりませんが、そこも整理をさせていただければと思います。

【新海委員】

今の最後の結びのところで、5回に渡って議論を重ねて参りましたというのがあって、すね、県民集会でも5回って決めるのは早いのではないかと、5回で何が検討できるの？という意見も頂いていて、でも私としては5回の議論というのは結構濃かったと思うんですね。その議論を重ねた中で論点がどのようなことだったのか、さっき早川委員が仰たように森林所有者に対して、メリットじゃないかという意見もたくさん頂きました。でもそうではなくて、これからはわれわれが公共の森林として得ている物が多いゆえにちゃんと自分たちが当事者として森林と関わっていくことが大事なのだよという事をきちんと説明していかないと、表面的な質問が出てしまうので、我々がこだわって決めてきたことは、少しこの中に書かれてもいいのかなと思います。

【委員長】

その点、山口さんも指摘されたプロセスのことだと思うのですが、例えばこの森づくりニュースに載っているような概要を補足するという様な形ではいかがでしょうか？

【新海委員】

そうですね、中に入れなくても、参考資料の中で議事録だと読まないで、議事録からこういう論点で話してきたということ、こういう事を経たきたということを書いて欲しいです。

【委員長】

ちょっと確認なのですが、答申案というのは、一応知事からの諮問に対して答えるということですね？

(事務局)

そうです。ですので、25ページのところに検討経緯と入っていますよね？5回の検討経緯、こういった項目だけでなく、もう少し、論点というのですか、ここをきちんと補足しておけばと思うのですが、出来れば相談させていただきたいと思います。

【岡井委員】

いいですか？新聞社もいろいろ注目しておりまして、やっぱり記事を出すにも非常にタイミングを見ながら出していると思うのです。この間、第4回の検討委員会が5月31日に開催されたわけですが、その時の新聞にこれが出ました。県の未収金、徴収強化ということで、65億円あるということで。65億円の金額は小さな町でしたら、一般会計に匹敵するくらいの額で、この未収金を見ますと、1つは産廃の不適正処理というのが19億あるのですが致し方ないとして、母子寡婦福祉資金の貸付金が3億9516円、それから中小企業の資金貸付事業32億、非常に社会的弱者というかそういった方の部分なので、聖域ではないけど、結構回収するについて踏み込んで行きにくい様な部分があると思うのですが、非常に未収金の回収というのは非常にしんどい仕事だと思うのですよ。これは社会一般の常識の中で借りた物は返してもらうとこれしか私はないと思うのです。その常識の中で借りた物は返してくださいと。これで粘り強く踏み込んでもらって未収金の回収に努めていただきたい。言ってみれば65億円の宝物が眠っているわけですね。それで、今回、森林税がスタートしますと、約10億円が入ってくると言うことですので、財政健全化という観点からもぜひ踏み込んでやっていただきたいと思います。会場で色んな意見を聞いていただいたのですが、この新聞を見て、一般市民の方からよくこんな意見が出なかったなと、なぜ出なかったのかなと思っているんですが、新税を導入する前にその前段条件として是非一言お願いしたいと思います。

【委員長】

はい。いかがでしょうか？今の質問について。

(事務局)

委員ご指摘の通り、未収金につきましては、今年から少し、この委員会の議論とはそぐわないかもわかりませんが、新聞記事がございませうように、全庁的に今までも取り組んで参りましたけれども、全庁的には一応未収金対策の仕組みを検討していくということで、未収金回収に向けて取り組んでいるところでございますので、ご指摘のように今後も引き続き参りたいと思います。

【委員長】

ではその他のご意見がございましたら？

【新海委員】

13ページの基本方針のところなのですが、想定事業規模が11億円ですか、メニューがいろいろ書いてあって、想定事業規模という数値で書いてあると思うのですね、これ5年間の数値ですよ？そうすると、どういうふうにするかは別として、例えば、森林環境

教育の定着促進で、事業規模が25校で5年で普通に割るとすると、年間5校ということですね、その一つ下の森林とふれあう機会の提供の145回だと年間29回ということになるのですね、それが、税金を支払っている人たちにとってどういうものかということをついつい計算して考えてしまったんですが、数的にどういうふうに出したのかなと、それで予算の所を見ると、森を育む人づくりで8億というのはわかるのですが、その分配の目安、それとさきほど5年間で評価をするという話だったのですが、例えば1年目にたくさんやって効果が出たら増やすとか、5年間で一回全部見るというよりも、やりながら、効果を見ながら変えていくということになるので、ちょっと話が飛びますが、全てを5年間で見直すというわけではなくて、必要に応じて、評価をしながらより改善を図りたいなことが書き加えられてもいいのかなと思いました。年間5校の森林環境教育の定着促進は多いか、少ないかというのは個人差によって違うと思うのですが、私はやはり少ないような気がしていて、どういう理由でその数字を出したのかなということと、パブリックコメントでも県民集会でも、子供の教育は必要だね、というのはかなり言われていたので、机イス1万6千人分というのは全体のどれくらいの割合なのかがちょっと分からないので、教えていただきたいなと思いました。

【委員長】

それでは、この想定事業規模の取り扱いですが、そのあたりいかがでしょうか？

(事務局)

まず1つは、想定事業規模の後の話なのですが、20ページの税の用途等の透明性の確保の(1)の下の方なのですが、前々から意見が出ていますところで、「また」以下で新たな税財源を用いて実施する事業については、その事業結果についての評価、検証が必要だと、このため、評価委員会を設けて第三者の立場から評価していただく仕組みということで、根拠的なものはありますが、まんべんなく分配するとこんなふうになりますということになっていますので、こういうようなところに力を入れると、より効果的というのがこの第三者の評価委員会で出されたら、もうちょっとこっちにした方がいいのではないのかという、そういう融通を利かせていくということで考えています。

【委員長】

ちょっと今、気になったのですが、12ページで、基本的な考え方の部分で、想定事業規模について、説明とか言及とかが、全くないので、もう少し書き加えて、あるいは、これで決めたものではなくてということで、3年間で見直したりすることも可能性としてはありますから、この想定事業規模に対する、言葉に対する説明を少しいれたらわかりやすいのではないかなと思います。

(事務局)

森林環境教育の数とか、机イスの根拠というほどでもないですが、森林環境教育の数については、単純に年間5校という考え方で、特段根拠がない状況でございます。次に机イスでございますが、考え方としては、全小学校の一学年分について5年間で導入するという考え方で、1学年の学級数が766という平均がございますので、それで1学年の生徒数が1万7426人と、その数字を根拠に出させていただきます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。それではその他の点で？

【亀井委員】

数値目標が書かれています。この数値目標を達成するのに、これは県がやるのですか？それとも基礎自治体が行うのですか？それをお聞かせいただきたいです。要するにこれまで県が行っていた事業に対して、この税ですりかえられていくということに対して皆さんいろんなご心配をされている部分があります。それで、またこのような新たなメニュー等が示されました。それで、ただこれらのメニューについては、市町が行った方が効率的なものが多いわけですね、でもそれを県の事業とするのでしたら、市町が常に県へ頭下げていって予算つけてくれませんかという方式でやるのか、私はいつも申し上げていますが、2分の1の交付金によって市町が工夫して、市民のいろんな団体と協働しながらこういう事業をやっていくのかというのが非常にあいまいであってはならないわけで、この辺の事をどのように整理していくのかということがちょっと気になるところです。それと、これは知事の要請によって立ち上げられた検討委員会ですから、この報告書は知事に報告をするということですね？それでいつこの検討委員会から知事へ報告を出すのかという、その日程を教えてください。それは、その時に委員長さんだけが、持参するのか出来る限りこの委員さんで都合のつく方が一緒に行かせていただいて補足説明なり、それぞれの思いを伝えるということが出来るのかということ等も、今考えられていることについて教えてください。それから議会なのですが、これは9月定例会でないと間に合わないと思います。12月定例会では間に合いません。それは県民への説明の期間がいるからです。ですから、9月定例会へ提案していけるということも含めて、知事にきっちりしたお願いをしていかないといけないと思います。それと、明日、市長会があります。それで、市長会としても全ての市長が賛同して頂いていますので、事務局のほうからは明日、説明に来ていただけますか？来ていただけるならそれでいいと思いますので、町村会の方へもまたそういう説明がいただきたいなと思います。それと細かい話なのですが、13ページの森を育む人づくりなのですが、これはここにも書いていただいたのですが、森林体験学習、住民等が森林とふれあうということですが、これは県民同士でなくてもいいわけですね。当然ながら、水源の町と、下流ユーザーである都市部の子供たちとの交流を持って

いかに水源の町は下流ユーザーの方々にきれいな水を届ける努力をしているかということもいろいろお伝えするのに、下流ユーザーの地域の方々を招くということもいいのではないかなと、以上です。

【委員長】

まず目標数値というか、想定事業規模の話ですが、事務局お願いします。

(事務局)

14 ページの所にも書かせていただいておりますが、これの下の方の段落で下から 3 行目ですが、森林行政で果たす市町の役割が増してきている現状を踏まえて地域の実情に応じて、市町が創意工夫して、災害に強い森林づくりの施策を展開するための交付金制度の創設が必要だというふうに謳ってありまして、より効果的なところで使っていただくことが、一番だと考えております。その中で 12、13 ページのところについては、市町の役割をきちんと果たして頂けるようなところは全て対象になっていくもので考えています。実質的には、ソフト的な部分でなくてもハード的な部分でも身近なところで担っていただける方が効果的であれば、そのように考えていくのが適当だと考えています。それからそんな中では、先ほど、最後の方に話にありました人づくりの部分とかは、県も北から南まで長いですし、それから東から西いろんなところあります。当然、亀井委員の所は淀川水系で上流部になりますので、また他の所の水系とは違った意味合いもありますので、それは市町の創意工夫の部分に該当するのではないかと思います。また 9 月議会という部分ではこの報告書を出していただいて、県としてもなるべく早く意志決定をしていただくよう、いろいろ知事ともご相談させていただければと思います。ただ、市町会、町村会への説明ももちろん行いますし、また、経済団体等も機会があれば、我々いろんなところで、最終案についての説明をさせていただきたいと思います。

【委員長】

知事への報告は？最短で。

(事務局)

それは、本日またいろいろ意見頂いておりますので、この辺この最終報告書を中心に先程ご意見を頂いたのも、今回またこういうところを、又開くのか、開かないのかということも含めて、また最後の方でお諮りをしていただければと思うのですが、軽微な変更であれば、早急に取りまとめて 8 月の上半期、早い段階で、盆までにはあげていただくということで、考えてありまして、また皆様方にはご都合のつく方には参加していただいて、これを検討するに当たってのこととか、今後の要望等の、話をさせていただければと思います。

【委員長】

ということで、私も可能な限り、9月議会ということで進めさせていただきたいと思っております。

【亀井委員】

ですから知事に提出する日程については、委員長の日程が一番で、決まったら各委員さんにお知らせいただいて、できるだけ都合付けて行っていただいた方がいいと思います。15分ほどです。

(事務局)

今の答申の日ですが、我々としては、今日、結審すればという前提で、知事もなかなか忙しいので、事前に日程を確保させていただく都合がございましたので、あらかじめ予定を入れさせていただいております。8月の10日、夕方の5時半から20分ほどになりますが、場所をプレゼンテーションルームという広い場所がありますので、ご都合のつく方であれば、なるべくたくさんの方にご参加いただきたいと思います。あくまで、今日結審するかということで、日程がずれば又別途設定させていただきます。

【委員長】

はい。また日程につきましては、最後にご相談させていただきますので、もう一度中身の議論というか、コメント等ありましたら、ご意見をお伺いしたいと思います。

【委員長】

清水さん、どうぞ。

【清水委員】

今の亀井委員のお話の続きで、私のなかでどうもイメージがしにくいのですが、14ページの市町交付金制度と、わたしはずっと心配していたのは、この年間11.3億円の中に市町の配分があるのか、交付金の各配分の関係というものがあまりよくわからないのですが、2分の1とおっしゃっているその2分の1になるのかならないのかとかその辺がなかなかイメージできないので、その辺を説明していただきたいと思います。例えば現行の予算で行きますと、今回の第4回の検討委員会が終わった直後くらいに、6月頭に今年度の県行造林の基準についての説明を私の場合、NPOの場合は四日市事務所で説明を受けたのですが、そういう説明会で見かけるのは通常森林組合の方であるとか、林業家の方であるとか、私たちNPOも参加させていただいたんですが、そこで国や県が今後どういう基準で、造林の基準を説明されるのかと同時にどういう補助金があるのかという説明があるので、森林組合、林業家や私たちNPOが熱心に聞くわけです。その中に今のところ、い

らっしゃるのはいらっしゃるのですが、市町の行政の方がいらっしゃることが少なく感じたのですが、やはりその地域の森林を作っていくうえで、県から補助金が決まるところを森林組合や林業家さんたちに、直で降りているので、そこに市町がかんでいない状況というのは改めて感じたのです。やはりこれから、何十年もかけて災害に強い森づくりをしようとか、そういうことを行けば、こちらの14ページに書いてあるような、市町村の森林整備計画というのは非常に重要なのですが、例えば菰野町のようにそれがあってもあまり意味を成していないとか、市町の行政の方は地元の行政のサービス先である森林組合などに、なかなかものを申しにくいところもありまして、なかなか生かされてこなかったという経緯もあります。ですから、そこら辺、もう少し、自治体がお金を使って地域の森の方向性を決定づけられるような、直で施業団体に降りることで、思惑と違うようなところに行くのではなく、市町がコントロールできるような形にするには、市町にたくさん予算があることが大事だと思うのですが、交付金制度と年間必要額との兼ね合いをお聞かせいただきたいと思います。

【委員長】

予算の執行事業体とそれから実施を何処がやるのかというのを含めて説明されるとより具体的に解るのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

今回、検討委員会で検討していただいているところとしては、基本的には基本方針2に該当する部分は市町だと考えています。実際に災害に強い森林づくりのハードの面なんかは例えば里山であるとか、竹林であるとかですね、そのような所も身近なところであるかと考えています。また、ただこれについてはまだ正式に検討委員会では是となっていますが、県として最終的にどうするかを判断した中で、市町の皆様方とも、是となった時にご相談させていただいて、このさきほどの5対5については県の方で検討させていただくということになると思います。これは県で一方的に決めるのではなく、市町の皆様という意見交換をさせていただく中で決まっていくと考えています。ですので、今のところは基本的には基本方針2は市町で取り扱いますが、基本方針1については身近なところでは市町で、県として実のハード事業をやるのは県なのかなと思います。今後、税が認められて、市町への配分がかなり出てくると、当然市町が主体となってやっていただきますので、清水委員が心配されるようなことよりは、むしろ市町の方々も一生懸命森林の方に目を向けていただけるということにも期待できるのではないかと考えています。

【委員長】

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか？それではどうぞ。

【亀井委員】

法が改正される前までは、県が主体でやっていっていたわけですが、法が改正になって基礎自治体と一緒にやっていくというふうになったわけですから、やはり基礎自治体としてもそれだけの責任を持って森林を育てていくということで、明日も申し上げますが、2分の1というのは非常に大事だと思っています。それとこの事業の中で、兼ねてから私は知事を通じてお渡ししましたが、資料で福島県が仮設住宅を木造にして、かなり好評であったということですが、それで間伐材でもできる仮設住宅のモデルがあるわけです。それもお渡ししてあります。こういうものをどんどん進めて行きますと、川上から川下まで活性化していくということにもなりますので、ある一定の目標を持って1000個なら1000個を作っていく、これは県事業としてするのか、あるいは市町がやっていくのかその辺はまた今後の議論に任せればいいのですが、そういう仮設住宅をある一定ストックしておく、それで5年なら5年ストックしておいて、必要がなければ他の自治体がもし災害にあった場合、仮設住宅が必要な場合は、提供するというか、買って頂くわけですが、協力していったらいいわけですね。ですので、1000とか2000くらいストックしておく、5年くらいストックしておいて、必要がなくなれば、新たな物がなくなれば、県民に販売していったらいいわけですね、そういう事業をしていくことで、まさに川上から川下までが活性化していくことになるわけですから、こういう事業は入れておいてほしいなと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。では、そのほか？

【清水委員】

もう一つ、20ページの税の使途の透明性の確保ということでパブリックコメントやミニ集会でも、税の使途をチェックする機能が大事だという意見があったと思うのです。ここに記述されているのは「例えば」というふうに念を押され、最後に「考えられます」というふうにあります。これは委員会として、事務局の方々としては具体的に設置する方向で考えられているのかどうかということ、委員会ではこれを設置した方がいいと逆に後で、結審するときに確認をするのかどうかということを私は確認させていただきたいと思います。例えば、神奈川県ですと、森林をなぜ守るかということ、水源ということで、はっきりしているのです。神奈川県は横長ですが、非常に人口密度の高い地域には水、水源があまりなく、人口の少ないところに水がたくさんあって、そこをうまく回すために実際に枯渇することが懸念されたり、湧水が本当に心配された時期もあって、そういうところから、端を発して、評価委員会も県民を巻き込んでかなり長い時間をかけて話し合いをされていまして、税が導入されてからも、非常に細かい評価基準を持って、評価委員が、毎年事業をちゃんとチェックされているという状況で、具体的な例になるようなモ

デルがありますが、三重県でもなるべくそういうことが私としては、はっきりとそういうシステムを導入するということが決まればうれしいなと思います。この意見は相反する意見なんですが、1つはそういう委員会を作るだとか、検証する課程、課程にいちいち県民を巻き込むようなシステムがあればいいなということが1つです。でも同時に神奈川県は委員の方々も研究者の方であるとか、単に一県民ではなく、森林に詳しい方が、例えば評価段階は5段階あるんですが、その方達が現地まで赴いて評価されていたりしているので、委員の方の専門性も問われますが、一方で県民を巻き込むようなシステムでもあってほしいというイメージがあります。

【委員長】

では一度そこで切って頂いて、この評価、検証についていかがでしょうか？

(事務局)

設けたらいいというのは確かにあるのですが、どのような格好にするかという部分があると思うのですよね。たとえば、本日お集まりの皆様方、まずは第一回の評価委員会のようなところに引き続いて、なっただくというようなやり方もあればですね、専門家と県民を半々くらいにするとか、いろんなこともあると思います。ここで委員会の意見として、評価委員会を設置し、第三者の立場から、評価する仕組みを作った方がいいよというように表現を変えて、委員会からの強い意見というようなことでさせていただければどうなのかなというように思います。

【委員長】

はい。いかがでしょうか？ここの表現については？

【亀井委員】

任せますが、評価検証する機関というのは必要だと思います。まず、重要視しないといけないのが、県民を代表する議会への報告というのをきちんとしておかないといけない。これは県民に対する報告ですから。それと、今汗をかいて頂いているそういう方々へ対してどうするかも。

【委員長】

では、そのあたり、文言修正を検討するという事によろしいでしょうか？

【亀井委員】

はい。

【委員長】

はい。早川委員、どうぞ。

【早川委員】

せっかくこういう方向に向かっていいことだと思いますし、反対するわけではありませんので、いいことだと思います。それで、税金がたくさん集まって、いざ森林を守るために三重県はものすごく山が多いですけれども、ボランティアの方とか、それに携わる方が集まるかということがすごく心配だったのですが。今時、山持ちの人でさえ、そんなえらい仕事できやんというくらいですので、みんなサラリーマンになってみえるのですが、来てくれる人材がいるかなという心配が今思い浮かびました。

【委員長】

そのあたりはどうでしょうか？ボランティア活動されている方、あるいは事務局からでも結構ですが。どうですか？県内のNPO活動されている清水さん何か？若者達が来ますか？

【清水委員】

はっきり言って若者は少ないです。私たち「まちの木こり人育成講座」というのを毎年やっているんですが、これまで5年続けてきた中で、実際に林業に就業された方も4人いらっしゃいます。4人です。一昨年は参加者が4名だったのですが、今年は17名の方がいらっしゃって、しかも熱心な方が多く、最初は全くチェーンソーも握ったことがない方から、ハイキングからはじまって、第8回の最終回にはチェーンソーを持って伐倒し、搬出するところまで体験していただいたのですが、その後、ぜひ実地研修の場が欲しいということで、この年度の後半も引き続き月2回くらい研修を行います。その参加されている中には里山整備のNPOを立ち上げたいという方も見えますし、福田委員のようにすでにグループをお持ちの方で、もっと発展的にやりたいという方もいらっしゃいますし、自分がお父さんの代が飛んでしまっ、おじいさんがもう亡くなっているのだけど、山があるらしい、それもけっこうな広さだということを知って、自分で何とかできないかなという30代の方もいます。ですけども、17名の内60代の方が15名、30代の方が1人、後は全て60代で団塊世代で、後は退職されて、第二の人生どう暮らそうかという方々がほとんど、その方達は非常に熱心ですが、やはり私と同世代の方は逆に子育てで精一杯でそういう活動に参加するチャンスがなかなかないですし、そういうことを知る機会もあまりない、という状況です。ですから、私は何回目かの委員会で、熱弁をふるわせていただいたのですが、お子さんを通じてせめて、お父さん、お母さんには知っていただきたいと思っています。

【前田委員】

基本的にはこの案でいいと思うのですが、このパブリックコメントを読ませていただいたり、清水委員、亀井委員のお話のとおりなのですが、川上から川下まで活性化をしようということになりますと、川下をふさいでしまったら、経済の活性化にもつながりませんので、その点から行きますと、必要になる経費ですね、この14ページの。ほとんど8割方が川上の方にいっています。それで川下があと2割という比率ですので、このところをもうちょっと検討していただいたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

まず、人材のところなのですが、やはりきっかけがあったら参加したいと思っている人がたくさんいますので、こういうものができれば、参加者はかなり増えてくると思います。それから先程のどういうところに使うかということですが、亀井委員からも間伐材で仮設住宅考えたらどうかとか、もう少し川下側を配慮したらどうかというところもありますので、その辺についてはまた相談させていただいて、もしこのまま行くのであれば答申を頂くときに強くそこを要望、委員会としてもっと川下を検討しなさいというのか、表現を入れるかは検討させてください。

【前田委員】

ありがとうございます。これは税を導入するかどうかという委員会ですので、ここまでの案が出ているだけで、まだ県として決まったわけではないので、そこまで私たちは踏み込めなかったのですが、一応導入する前提でやはり川上から川下まで行こうと思うと、川上はもちろん大事ですけど、災害・環境で。ですけど、川下で詰まってしまうたら経済の活性化にもなりませんので、やはり川下の方にも力を入れていただきたいと思います。ありがとうございました。

【新海委員】

不思議に思っていることがあります。この答申は我々検討委員会が知事に出すわけですよ、ですので、私はこの文章にかなり責任を持たなきゃいけないと思っているので、県の方というよりは松村先生にお願いというか、最終調整があるということなので、お話ししたいのですが、県民集会によって、いろいろな県民の50人の方なのですが意見を聞いて、こんなに課題がたくさんあるのに、「はい、やります」というのはいけないと思うのです。1つは情報の提供が十分ではなかったと。我々検討委員会でやってきたことをもっと情報提供しないといけなかったし、もっと声を聞く必要があったかもしれないとか、あと、川上、川下、もしくはセクター間、市町と県との関係、もしくは市民との関係の役割分担というところの具体的にはないけれども、表面的には書いてあるけど、その検討も必要であるかもしれない。それから、評価方法だって議論をしていない。または事業

内容の想定目標の議論はしていない。けれど、きつとこういう方向性の可能性があるだろうなというものだと思っています。ですから、今挙げた課題はありますと。だけど、具体的にこの検討しながらよりよい物にしていく第一歩をやりましょうということを明記していただかないと、やはり具体的な議論となってくると詰め切れてないところが明らかになってきているので、結びの所に「結論に達した」のですが、やはりそれはまだまだ第三者評価か何かで詰めていく必要がありますよということを知事さんに伝えて欲しいと思います。

【委員長】

課題を抱えながらの答申であると。

【新海委員】

その課題が簡単じゃないからこんなに議論しているわけで、当然なのですが。なぜそうなったかという、県民集会はたった1会場20名なのですが、事前、事後のアンケートを取っているのですよ、それで、事前反対の人が2名いたりして、話を聞いて議論をして、気づきあって、賛成になった人もいれば、逆に反対になった人もいて、そうやって人は情報の中で自分の判断をしていくというプロセスがあったわけです。このペーパーの中には何も書いていないけれども、そうやって決めてきた経緯とか、反対の人がなぜ反対と今言っているか、それに対して、どう向き合うかということが書いてないわけで、それは課題を持って進んでいるというところで表現していただきたいなというふうに思います。

【委員長】

はい。わかりました。では、亀井さん。

【亀井委員】

今、早川委員が申されたことは非常に重要な問題でして。こういう森林に生きるというかこれを生業とする関係の方々是非常に少なくなって来たわけです。要するに職人さんが。予算がくるけど、それが出来るかというそういう大きな課題もあることはあるんです。ですから、その部分の生業とする方の養成というものもこういう予算を活用させていただいてしていくべきだと思います。なぜそういうふうになってきたかと言ったら、採算が合わなくなってきたからやめざるを得ないわけですよ。ですので、そういう方々を養成する、森林を活性化することによって生業としてやっていけるんですよということをきっちり証明していかないといけないと思います。もう一個はこういう育む人づくりの面については、いろんなイベントを通じてそういう方々に理解いただくような活動をしていくべきだと思います。

【有城委員】

すみません。さきほど間伐材のことで出ましたので、ちょっと。今シェルターと言って、南の方では、ベッドのところには地震が起きたときに、囲むものを作っているお家があるんですね。それも木材で作っている、その金額がすごく高いんですね、間伐材でできているのか、それとも、他の物を間伐材じゃないもので出来ているのか、それがもし間伐材でできているものだったら強度はどういうふうに計算されているかということとかちょっと教えていただきたいと思うんですね。間伐材だったらもっともっというんなら利用法があるんだろうなということをご皆さんに分かってもらえると思うのですが、宜しくお願いします。

【委員長】

寝室なんかの補強材ですか。

(事務局)

はい。シェルター、木材でその部屋だけつぶれなければいいと言うことで、覆ってしまうものです。強度試験というのは県から県木連の方に頼んで、数トンの砂袋を上から落として持つとかそういう強度試験はやってます。それで間伐材を使ってそういうような物を拵えた見本はあるわけですね。ですので、高い安いはあるのですが、家の全てを補強するよりは、寝ている一室だけを補強するのはやっています。強度は試験結果もきちんとありますので。

【有城委員】

それはどのくらい県の方で、補助していただけるのですか？

(事務局)

耐震化の補助金の中で、ちょっとどういう仕組みになっているかはまた連絡させていただきます。

【有城委員】

そういうのを知ると、皆さん、意外とこのようなところにも間伐材が使われているのだなと思いますし、もっともっとアピールをしていってほしいです。

(事務局)

はい。

【委員長】

それではそのほか？

【清水委員】

新海さんが、これは私たちの意見として、と言われましたが、私たちの意見として言い残しが無いかと探してしまうのですが、これは以前の会で申し上げたのですが、勿論先程も申し上げたような育成講座などでは素人でも森に入れるという講座なのですが、やはりプロになりたい若者もいるのですね。やはり大学にいとこれまでの森林教育と言いますが、国語や社会などでもこの危機的状況というのはちゃんと謳われているので、それを読んで深く受け止めていらっしゃる方もいっぱいいるのです。それで林業や森林というものに関心をもっている若者もたくさんいるのですが、それが自分たちの就職にはなかなかつながらない。お給料が少ないことを覚悟してでも飛び込んでいく、さきほどの4名と言われた方達は異業種から飛び込んで行かれた方達もいます。今の若い方達の中にもそういう方達はいます。そういう方達を支えていくのが今後の仕組みという意味で川下というのがすごく大事だと思っています。そういう思いも、第一回からの流れで、いろんな会議に出られている新海さんにも評価を頂いているので、一回目からの議論も見通した意見を贅沢なお願いになるかわかりませんが、お願いしたいと思います。勿論素人向けの一般に普及するような講座も大事なのですが、今後は他県の森林アカデミーのようなものが三重県にもあればいいなと思いますし、そういうところから暮らしていける、学生さん達は儲かる林業とか、食べていける林業とか言っていますが、そういうところにつながっていただけるといいなと思います。そういうところも報告に載せていただけたらなと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

(事務局)

今回、ご議論いただきましたのは、災害に強い森林づくりというきっかけがあって、それを地域社会全体で支えていくということで税についてご議論いただきましたけど、県でも今までいわゆる一般税源の方で、いわゆる安定した森林での作業とか、川下対策も別途あって、今回も税を巻き替えるのではなくて、よりそこは我々ももう少し充実していくように考えますし、この税は税でいわゆる先ほど言いました災害に強い部分とそれをサポートする人づくりという位置付けの中でしっかりと仕分けをしながら、やっていきたいと思っています。人材につきましても、今までやっていた部分を巻き替えるのではなくて、今までやってきた部分の他に、こういうようなものが例えば税で必要じゃないかということで、使い方について色々検討させていただくということになるのかと考えております。

【委員長】

それではその他はよろしいでしょうか？ 欠席されている方からご意見があったら宜しくお願いします。

(事務局)

今回、特にありません。

【委員長】

それでは、報告書案につきまして議論していただきましたけど、それぞれ各点ご指摘いただいて点を今後検討いたしまして、最終的な報告案とさせていただきたいと思いますが、内容は大きく変えずに図や説明文の付け足しとか場合によっては構成も少し前後させていただくかも知れませんが、あとの作業は事務局と私の方に一任ということでご了解いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【委員長】

はい。ありがとうございます。それでは最終的に答申時に提出したいと思います。それでは答申案について配布をお願いします。

答申案読み上げ

ということで知事に答申したいと思います。よろしいでしょうか？

【委員】

異議なし。

【委員長】

ありがとうございます。それではこのように答申させていただきたいと思います。

それではもう 1 つ議題、その他のところがございますが、事務局から何かございますか？

(事務局)

特にございません。

【亀井委員】

ちょっと確認しておきますが、9月議会を目標にするということは、盆までにやっぱり答申をしといていただかないといけませんので、10日で答申できるように頑張ってください、していただきたいなと思います。私ちょっと10日居ないもので出席できませんけど、出来るだけ皆さん出ていただいて知事に出来るだけその思いを直接お伝えいただければ非常にありがたいなと思います。

(事務局)

今の予定では 10 日に答申いただくということで、事務局は作業を進めたいなと思っております。

【新海委員】

その前に今日の議事録をください。

【委員長】

今日の議事録間に合いますか？皆さんに議事録を配布していただくと。ですので、議事録の作成を急いでいただくようお願いします。

ですので、一応本日の委員会最終になるかと思いますが、まだ発言足りない方、何か一言言っておきたいという方、よろしいでしょうか？

はい。ありがとうございます。では一応議題 3 つとも終了しましたので、司会、進行をお返ししたいと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。本日、ご結審を頂いたということでございますので、事務局の方でこれから修正等を進めさせていただきたいと思えます。松村委員長に確認を経まして、知事への答申の手続きを進めさせていただきます。改めまして、答申の日程等につきまして、事務局の方からご提案をさせていただきます。

(事務局)

先ほども申し上げましたとおり、答申につきましては、知事の予定で 8 月 10 日金曜日、5 時半から 20 分ほどで予定をしております。現在、出欠について配布させていただいておりますので、出欠につきまして、今解れば、後ほど提出していただければ結構ですし、分からない方は後日郵送等をしていただければと思います。出席のお返事を頂いた方には追って詳細な連絡を申し上げるということにしております。

(司会)

それでは、終了に当たりまして、梶田農林水産部長より、閉会のご挨拶を申し上げます。

(梶田部長)

閉会の挨拶